

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることが大切である。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、安城市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義（平成25年 いじめ防止対策推進法 第二条より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等の具体的対策

（1）いじめの予防及び早期発見

①生徒の変化を見逃さず、学級や部活動での居場所作りに努める。

- ・安心・安全な、規律正しい態度で学校生活を送れる学校づくりに努める。
- ・楽しく魅力ある授業づくりに努める。
- ・日々の日記や生活記録、表情、言動などから生徒の様子や心情の変化をつかむ。
- ・道徳、学活等の振り返りを通して、状況をつかむ。
- ・「きずなアンケート」「こころアンケート」「QUアンケート」などを実施し、生徒の現状を把握する。また、アンケート結果を活用し、生徒のより良い学校生活と人間関係作りに生かす。
- ・部活動顧問・養護教諭・SC・SSW等と連携を図り、活動の様子をつかむ。
- ・部活動懇談会を実施するなど、保護者との情報交換を密にする。

②相談活動を充実する。

- ・生徒との親和的な関係を築くとともに、いじめは絶対に許さない、見逃さないという姿勢で対応していく。
- ・定期的に個別の教育相談週間を設け、生徒理解に努める。

③各学期にいじめの調査「いじめアンケート」を行う。

- ・いじめが発覚した場合は、必要に応じて、それ以外にも随時実施する。
- ・以下のように調査をし、対応をしていく。

調 査 原則として全学年が同時に調査を行う。学級担任は、生徒が素直に自らを振り返る機会とする。

集 計 学級担任 → 学年主任・副主任 → 生徒指導主事と迅速な集計に心がける。急を要する場合、学級担任は早急に学年主任に連絡し、学級担任の判断だけで動かない。

検 討 学年体制で対応を検討する。生徒指導・支援委員会でも情報を共有し、必要に応じて対応の仕方について検討する。生徒指導主事は、新たないじめ・継続するかを分け、関係する生徒への対応を記録する。場合によっては、スクールカウンセラーにも相談依頼をする。

対 応 被害者の立場から毅然と対応する。一方、加害・被害両者の和解に心がける。対応後も、継続観察を行う。

○緊急を要する場合…早急に家庭訪問をして、被害生徒と保護者に心配していることを伝え、事実を確認し、対応する。

○緊急でない場合…調査してから数日内を目安として、内々に被害者へ心配していることを伝え事実を確認し、対応を協議する。

④ふれあい会議を実施する。

○実施方法

- ・各クラスのリーダーを集めて、いじめに関する内容を話し合う場をもつ。
- ・ふれあいネット地域代表や保護司と協賛してふれあい会議をもつこともある。

○参加生徒

- ・クラス、部活動のリーダーを優先するが、会の趣旨によって異なる。

(2) いじめ防止への啓発活動

①全ての教育活動のなかで、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

②人権放送を実施する。

- ・人権週間に合わせて人権放送や校長講話を行い、いじめ防止を含めた人権に関わる課題について考える機会とする。

③人権やいじめ防止に関わる標語・作文コンクール等への積極的な参加を促す。

(3) いじめ不登校対策委員会の設置

本校は従来、いじめ不登校対策を生徒支援委員会で行ってきた。この委員会をもって、いじめ不登校対策委員会とする。

問題行動、不登校、いじめの問題は、「支援の要する生徒」への対応であると考え、学校生活上様々な困難を抱えている生徒への「支援」に重きを置く。

生徒支援委員会…毎週火曜日開催

- ・4役・事務長・生徒指導主事・養護教諭・生徒支援担当・保健主事・各学年主任
- ・SSWが参加する。
- ・問題行動、いじめ、不登校、特別支援教育について情報を共有し、協議して具体的な方針、手だてを検討する。

生徒指導委員会…木曜日に随時開催

- ・生徒指導主事・学年副主任・特別支援学級主任が参加する
- ・情報を共有し、生活指導等について話し合う。

(4) 地域との連携

地域の有識者といじめの問題について協議する場として、篠目中学区健全育成協議会、ふれあい会議を積極的且つ有効的に活用する。

(5) 道徳教育、道徳の授業の充実を図る

- ・学校における全ての教育活動の中で道徳教育を心がけ、「仲間とともに感じあい、支えあい、高めあいができる生徒の育成」を目指す。
- ・道徳教育の中核である道徳の授業では、毎週担任などが必ず行うことを原則とし、体験的な活動や話し合い活動を通して、他人に対する思いやりや寛容な精神などの伸長を図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、指導、助言を受け、警察等関係機関との連携を図る。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒支援委員会」を緊急招集し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・保護者に対して適切な情報を提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置をとり、再発防止に向けた取り組みを検討する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

「篠目中いじめ防止基本方針」をはじめとする取り組みとしては、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

1・2学期末に実施する「学校評価アンケート」にいじめに関する項目を盛り込み、生徒・保護者・青少年健全育成会委員・教職員による評価を行い、「生徒支援委員会」で検証し、見直しを図る。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月にホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中のいじめ防止のため、7月に講師を招き、スマホ教室を開催する。また、学年集会等でもスマートフォンやSNSの利用に関してなどの指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。